

「港湾運送事業の適正な運賃・料金収受に向けた価格転嫁のお願い」

標記につきましては、既にお知らせしております「港湾運送事業者における適正取引推進のためのガイドライン」について、その実効性を高めるため日港協と国交省が連名にて作成したものです。

港湾運送事業の担い手不足改善等、ガイドラインでは港湾運送事業者がユーザーとの適正取引推進を整備することを示しており、対等な立場で運賃・料金協議を行えるようにするためのものです。

つきましては、各港湾運送事業者が本書をもって価格交渉の場でご活用いただきたくお願い申し上げます。

以 上

一般社団法人 日本港運協会 TEL : 03-3432-1050 (代表) TEL : 03-3432-5051 (直通)
---

2026年3月25日

港湾ユーザー（船社・荷主）の皆様へ

一般社団法人 日本港運協会  
国 土 交 通 省

港湾運送事業の適正な運賃・料金收受に向けた価格転嫁のお願い

港湾運送事業は、海運と陸運を円滑に結びつける重要かつ不可欠な役割を担っております。

一方で、港湾運送事業においては、船舶の入出港や貨物の搬出入に合わせた不規則な勤務体系や長時間・深夜作業、危険作業等の厳しい労働環境の中、国内の生産年齢人口の減少や時間外労働の上限規制の適用に伴い、近年担い手不足が顕著となっております。

また、国土交通省の実態調査の結果においては、港湾運送事業の担い手不足の常態化が予想される結果となるとともに、こうした状況の改善のための賃金引き上げや設備投資に必要な価格転嫁が十分ではないとする声の大きい状況が明らかになっております。

このため、船社・荷主と港湾運送事業者が対等な立場で運賃・料金協議を行い、労働条件や労働環境に見合った人件費等の必要な費用が適切に反映された運賃・料金を設定・收受出来る取引環境の整備のため、この2月に「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン」が策定されました。

本ガイドラインにおいては、港湾ユーザーの皆様へ、港湾運送事業者からの運賃・料金の協議の申し出に対して真摯に応じ、十分な協議を踏まえた適切な運賃・料金の決定をお願いしているところです。

つきましては、本ガイドラインへのご理解を頂きまして、港湾運送事業の運賃・料金における適正な改定について格別なご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。